標柱二十八号から一二〇度四〇分二六秒
五・八九三メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一二五度五九分五二秒
六・二三九メートルの地点　三十号
標柱三十号から一七一度四八分二二秒
三・三五一メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一八五度一七分一六秒
三・〇一五メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一九四度〇七分〇九秒
八・一七六メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二四三度一七分四一秒
一五・八三二メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一五〇度三二分四八秒
一五・七七六メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から一六五度三五分四〇秒
三四・〇四三メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から一〇八度四二分四五秒
五一・七三三メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一四〇度三〇分三四秒
一四・二七七メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一九八度五五分〇三秒
一四・九七三メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二一六度〇二分五三秒
三・八二三メートルの地点　四十号
標柱四十号から二三〇度五五分〇二秒
五・〇九九メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から二五九度五四分四九秒
六・四三九メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から二八四度五六分一三秒
七・九二五メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から三〇〇度二〇分〇〇秒
二九・八三七メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二九六度四九分四〇秒
二二・四四五メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から三二二度二七分〇七秒
四一・三七七メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から二八四度二六分〇六秒
一〇・一七八メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二五五度五一分四二秒
五・四一五メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から二二二度四一分五二秒
五・五七七メートルの地点　四十九号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱五十号から標柱五十三号を順次結んだ線及び標柱五十三号と五十号を平成十五年国土交通省告示第千三百四号で指定した同号ニに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二度十三分五九秒
三九〇・四一九メートルの地点　五十号
標柱五十号から一七六度一七分三一秒
三四・二一二メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から一八二度〇九分三六秒
六九・五五五メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から一九四度五〇分〇〇秒
二七・五六五メートルの地点　五十三号

○海上保安庁告示第七十二号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MH　563	同	JA　9563 」
「MH　972	同	JA　972A 」
「MH　972	同	JA　972A 」
「MH　973	同	JA　973A 」

を削り、を改める。

附　則

この告示は平成二十五年三月二十六日から施行する。

○福岡県公安委員会告示第六十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

福岡県公安委員会委員長　渋田　一典

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

○佐賀県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

佐賀県公安委員会委員長　内田　健

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

○長崎県公安委員会告示第七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

長崎県公安委員会委員長　上田　惠三

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前　指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで